

筑紫野市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平成27年	4月	9日	制定
平成28年	4月	1日	変更
平成29年	4月	3日	変更
令和5年	3月	日	変更

筑紫野市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 御笠地域

(1) 現況

本地域の農地は、宝満川上流域の急傾斜地域から下流域の平坦地域に広がっている。上流域では水稻の単作経営、下流域では水稻・麦・大豆・ブロッコリーの複合経営が行われている。上流域は一部ほ場整備が行われているものの、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 山家地域

(1) 現況

本地域は、山家川流域を中心に山間地から下流の平坦地に農地が分布している。平坦地においては、ほ場整備が完了し優良農地を形成しており、機械利用組合による農業機械の効率的活用した、水稻・麦・大豆・ブロッコリー・アスパラガスの複合経営が行われている。上流域では農道の幅員が狭く、農機具の搬入に支障をきたしている。また、高齢化等により、水路、農道等の保全管理が困難な状況になってきており、地域共同での取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 筑紫地域

(1) 現況

本地域北部は、宝満川・山口川合流域に平坦な農地を形勢しており、一部を除いてほ場整備が施工済みであり、水稻・麦・ブロッコリー・アスパラガスの複合経営が行われている。また、南部地域は宝満川沿いに集団した平坦な農地を形成しており、ほ場整備も概ね施工済みであり、機械利用組合・農事組合法

人により農業機械を有効活用した、水稻・大豆・野菜の複合経営が行われている。

本地域は市における宝満川流末であり、環境負担の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 山口地区

(1) 現況

本地域は、山口川沿いに山間部から平坦地に向け農地を形成しており、山間部では棚田では場も狭く平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。また、平坦部においてもほ場整備が未施工であり生産条件が悪く水稻単作経営が多い。このように平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	事業を推進する区域	実施を推進する事業
1	柚須原 香園 本道寺 吉木 阿志岐 天山 牛島 山家 隈 西小田 馬市 常松 永岡 平等寺 山神 萩原	法第3条第3項第1号に掲げる事業
2	柚須原 香園 本道寺 大石 平等寺 山神	法第3条第3項第2号に掲げる事業
3	市内の農業振興地域内の農地	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号事業に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めるところとする。

【1】 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

福岡県知事が定める基準（以下「特認基準」という。）に該当する農用地
急傾斜農用地（田1/20以上、畑15度以上）、急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地（田1/100以上、畑8度以上）

傾斜度は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が当該基準を満たす場合には支払い対象とする。

【2】 対象者

認定農業者に準じる者とは地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

【3】 その他

上記のほか、この制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。